

関係機関・団体の長 殿

福井労働局長
(公印省略)

令和8年度全国安全週間の実施について

時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より労働行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界における自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で99回目を迎えます。

福井県内における令和7年の労働災害は、死亡者数は1人と過去最少となったものの、休業4日以上死傷者数は955人であり、前年に比べて96人の大幅増加（新型コロナウイルス感染症によるものを除くと946人であり、前年比159人の大幅増加）となりました。

このような状況において、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次4年目となる令和8年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められます。

そのため、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和8年度の全国安全週間は、

多様な人材 全員参加 みんなで育てる安全職場

をスローガンに掲げて、6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを本週間として実施します。

福井労働局においては、労働災害の発生原因等を踏まえ

- 1 高年齢労働者の労働災害の防止のため「高年齢者の労働災害防止のための指針」の周知と指針に基づく取組の推進
- 2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策（転倒災害防止対策及び腰痛予防対策）の推進
- 3 令和5年3月に改正労働安全衛生規則等により公布された足場からの墜落・転落災害防止対策及び貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の周知・徹底（荷役関係については荷主事業者を含む。）

を重点目標として、本週間中の県下一斉安全パトロールなど各種対策を展開し、それぞれの職場における安全意識の高揚と、自主的な安全管理活動の推進を図ることとしています。

つきましては、貴職におかれましても、以上の趣旨を御理解いただき、広報誌等を通じて広く会員、関係事業者、地域住民等に周知いただくとともに、当局が実施する対策について御理解、御協力をいただきますようお願い申し上げます。

【本件に関する問合せ先】

福井労働局労働基準部健康安全課

担当：地方産業安全専門官 八田聡司

〒910-8559 福井市春山1-1-54

TEL 0776-22-2657